

第233回 岩手県開発審査会議事録

日時 令和8年6月15日（月）10時30分～10時50分

場所 盛岡地区合同庁舎 8階 講堂B

○事務局

委員の皆様におかれましてはお忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまから、第233回・岩手県開発審査会を開催いたします。

まず、議事に入ります前に、本日の審査会の委員の出欠状況につきまして御報告申し上げます。

岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定により、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。

本日、委員の皆様方は、6人の出席をいただいておりますので、会議を開くことができます。

それでは、開催に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課・品川総括課長より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局

本日は、お配りしております議案のとおり、都市計画法第43条第1項の建築許可に係る1件について御審議をいただく予定となっております。

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、非公開とされる案件を除き、後日、県のホームページで公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますので、新田会長、議事の進行をよろしく願います。

○会長

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

議事の進行を務めさせていただきますので、御協力をお願いします。

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

佐藤委員 と 菫澤委員 をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか、事務局に説明を求めます。

○事務局

本日、付議する議案は、後ほど事務局から御説明いたしますが、全て個人に係る案件であり、県の情報公開条例上は、「特定の個人を識別することができる情報」として非開示情報とされております。

また、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」では、「特定の個人を識別することができる情報」が含まれている場合は、会議を公開しないことができるとされております。

したがって、今回の議案の審議については、非公開とすることが適当であると考えております。

○会長

今の事務局の説明のとおり、議案第1号の1件を非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし」の声）

○会長

本日は全案件が非公開でございますが、本日、傍聴されている方はいらっしゃいますでしょうか。事務局確認をお願いいたします。

○事務局

本日、傍聴されている方はいらっしゃいません。

○会長

それでは審議に入りたいと思います。議案第1号「都市計画法第43条第1項の規定による建築許可について」の整理番号1番の1件を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

（非公開案件）

※整理番号1番を審議

○会長

御異議なしと認め、原案どおり可決します。

本日、当審査会に付議された議案は以上となりますので、以上で議案の審議は終了します。
事務局に司会進行を戻します。

○事務局

新田会長、議事の進行ありがとうございました。

本日の配布資料ですが、個人情報を含んでいることから、お持ち帰りにならずに、お席に置いたままとして、お帰りいただきますようお願いいたします。

事務局から1点、次回の審査会の開催予定についてお知らせがございます。

今回は、9月14日（月）の開催を予定しております。詳細な日程は、別途調整させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第233回岩手県開発審査会を閉会いたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。

以上